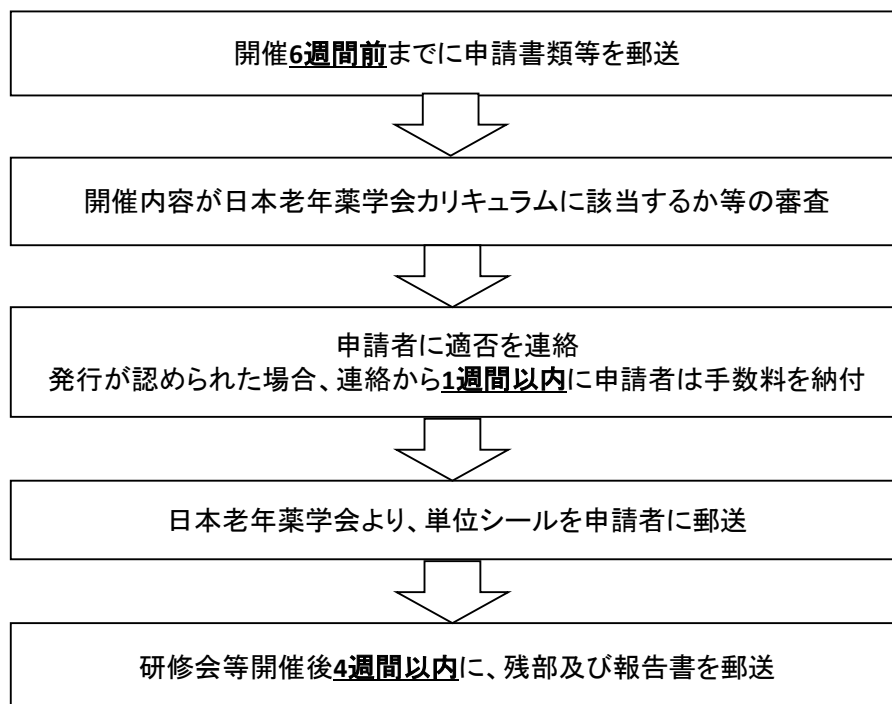


研修会等実施機関による 日本老年薬学会単位シールの発行申請に関する規定

日本老年薬学会では高齢者の薬物療法についての専門家として一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍しうる薬剤師を日本老年薬学会老年薬学認定薬剤師として認定しています。

日本老年薬学会老年薬学認定薬剤師制度の認定対象となる研修会、講演会等に対し、単位シールの発行を行います。



単位シール（日本老年薬学会）の発行を申請しようとする研修会等実施機関は、次に定める要件を全て満たしていることを確認の上、申請書書類を郵送し、審査を受けて下さい。

※日本老年薬学会が共催する研修会、講演会については、当該申請不要。

<要件>

- 医療関係団体による開催であること。
- 日本薬剤師会研修センター又は日本病院薬剤師会認定薬剤師制度の研修単位が発行される研修会等、認定薬剤師認定機関（プロバイダー）が実施する研修会等であることが望ましい。

- 老年薬学会認定薬剤師制度のカリキュラムに則った内容の研修会であること（項目 1～10 の中のいずれか 1 項目以上が該当していること）。

＜老年薬学認定薬剤師制度カリキュラム＞

1. 加齢に伴う生理・身体機能の変化
2. 高齢者に多くみられる症候、障害
3. 高齢者に多くみられる疾病
4. 高齢者医療に関わる指針・ガイドライン
5. 薬物動態の変化と薬物治療
6. 高齢者の薬物治療に関わるガイドライン
7. 高齢者の処方見直しへのアプローチ
8. 高齢者の身体能力に合わせた服薬支援
9. 多職種との連携
10. 高齢者施設や在宅の環境整備

＜単位について＞

- 90 分 1 単位とする
- 製薬企業等と共催して研修会を開催する場合、製品の販売促進に関わる説明は、研修時間を含めない
- 発行する単位数の上限は 2 単位までとする

＜手続き方法＞

- (1) 当該研修会等開催予定日の **6 週間前まで**に、下記書類等を日本老年薬学会事務支局に郵送してください。
- (ア) 実施機関の公印のある「単位シール（日本老年薬学会）発行申請書（様式 a）」
- (イ) 認定要件を証明する書類（研修会プログラム（演題、講師名が記載されたもの））
- (ウ) シール送付用封筒（返送先の宛名記載・切手貼付）

【送付先（事務支局）】

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1

パレスサイドビル 株式会社毎日学術フォーラム内 日本老年薬学会事務支局

※封筒の表に「単位シール発行申請書類在中」と朱書きしてください。

- (2) 発行が認められた旨の連絡を受けた後に、連絡から **1 週間以内**に手数料を納付してください。

【振込先】

- 1) 郵便振替：番号 00110-7-487060／名義 一般社団法人日本老年薬学会（いっばんしゃだんほうじん にほんろうねんやくがっかい）
- 2) ゆうちょ銀行（ネットバンキングの場合）：店番 〇一九／当座／番号 0487060

| 研修会等参加人数 | 単位シール発行 手数料(税別) |
|---------------|--------------------|
| ～50名まで | 1,000円 |
| 51名～100名まで | 2,000円 |
| 101名～300名まで | 4,000円 |
| 301名～1000名まで | 8,000円 |
| 1001名～2000名まで | 20,000円 |
| 2001名以上 | 30,000円 |

- (3) 開催後 **4週間以内**に単位シールの残部及び研修会等終了報告書（様式 b）を日本老年薬学会事務支局に郵送してください（郵送先は(1)と同じ）。

【問い合わせ先】

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1
パレスサイドビル 株式会社毎日学術フォーラム内 日本老年薬学会事務支局
TEL：03-6267-4550 FAX：03-6267-4555
e-mail：info@jsgp.or.jp

2017年 7月 2日 制定
2017年 8月 31日 一部変更
2017年 9月 27日 一部変更
2019年 12月 22日 一部変更